

「出入管動植物検疫法実施条例」

1997年1月1日

日本貿易振興機構(ジェトロ) 上海センター 編

※ 本資料のご利用にあたって

本資料は仮訳の部分を含まず。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。なお、中国政府が発表した原文については、法律名表題部分をクリックすることでご参照いただけます。

中華人民共和国出入管動植物検疫法実施条例

原題「中華人民共和国進出境動植物検疫法実施条例」

(<http://www.aqsiq.gov.cn/cms/template/item.html?did=17&cid=17¥2830>)

第一章 総則

第一条 「中華人民共和国出入管動植物検疫法」(以下「出入管動植物検疫法」という)の規定により、本条例を制定する。

第二条 下記の各物は、出入管動植物検疫法と当条例の規定によって検疫を実施する。

- (一) 入管、出管、国境を通過する動植物、動植物製品及びその他の検疫物。
- (二) 動植物、動植物製品及びその他の検疫物を積載する積載容器、包装材、敷材。
- (三) 動植物の伝染病発生地区から来る輸送資材。
- (四) 入管して解体される廃船舶。
- (五) 関連する法律、行政法規、国際条約の規定あるいは貿易契約約定によって出入管する動植物の検定を実施すべきであるその他の貨物、物品。

第三条 国務院農業行政主管部門は全国の出入管動植物検疫の業務を主管する。

中華人民共和国動植物検疫局(以下「国家動植物検疫局」という)は、全国の出入管動植物検疫業務を統一して管理し、国内外の重大な動植物の伝染病発生情報を収集し、出入管動植物検疫における国際間の協力と交流に責任を負う。

国家動植物検疫局は対外開放された国境と出入管動植物検疫業務が集中する場所に設置した国境動植物検疫機関において、出入管動植物検疫法及び本条例の規定によって、出入管動植物検疫を実施する。

第四条 国(境)外で重大な動植物の伝染病が発生し、中国に入ってくる可能性のある時、情況によって緊急に下記の予防措置をとる。

- (一) 国務院は、関連する国境地区に対し制限措置をとり、必要のある場合は命令により動植物伝染病発生地区から来る輸送手段の入管の禁止あるいは関連する国境の封鎖をすることができる。
- (二) 国務院農業行政主管部門は、動植物伝染病が流行している国家及び地区からの入管を禁止する動植物、動植物製品及びその他検疫物の目録を公表することができる。
- (三) 関連する国境動植物検疫機関は、病虫害汚染の可能性のある本条例第2条に掲げる入管物品に対して緊急に検疫処理の措置をとることができる。
- (四) 動植物の伝染病が発生するおそれのある地区の地方人民政府は、直ちに関連部門を組織して応急対策を制定実施することができ、同時に上級の人民政府と国家動植物検疫局に報告する。
郵便・電信、輸送部門は重大な動植物の伝染病発生報告及び検査材料の送付に対し、優先的に送り届けなければならない。

第五条 外交、領事特権によって免除される外国機関と人員の公用あるいは私用の動植物、動植物製品及びその他の検疫物の入管は、出入管動植物検疫法と本条例の規定によって検疫を実施しなければな

らない。

国境動植物検疫機関は検査する時は、関連法律の規定を遵守しなければならない。

第六条 税関は法律に基づき、国境動植物検疫機関に協力して、出入管する動植物、動植物製品及びその他の検疫物に対し監督管理を行う。具体的方法は国务院農業行政主管部門と税関総署が協議して制定する。

第七条 出入管動植物検疫法にいう動植物伝染病発生地区と動植物伝染病の流行している国家と地区の目録は、国务院農業行政主管部門が確定して公表する。

第八条 出入管動植物検疫法及び本条例の執行に著しい成績のあった部門と個人に対し、褒賞を与える。

第二章 検疫審査

第九条 輸入動物・動物製品及び出入管動植物検疫法第 5 条第 1 項に掲げる入管禁止物の検疫審査は、国家動植物検疫局あるいはその権限を受けた国境動植物検疫機関が責任を負う。輸入植物種子・種苗及びその他繁殖材料の検疫審査は、植物検疫条例に規定する機関が責任を負う。

第十条 下記の条件に合うものは、入管検疫審査手続を行うことができる。

- (一)輸出国家あるいは地区に重大な動植物伝染病の発生がない。
- (二)中国の動植物検疫に関連する法律、法規、規則の規定に合う。
- (三)中国と輸出国家あるいは地区との間で締結した関連する相互検疫協定(検疫協議、覚書きなどを含む、以下同じ)に合う。

第十一条 検疫審査の手続は売買契約書あるいは協議書を締結する前に実施しなければならない。

第十二条 植物の種子、種苗及びその他繁殖資材の携帯、郵送による入管は、必ず事前に申請を出して、検疫審査の手続をしなければならない。特殊な事情により事前に手続きができない場合は、携帯者あるいは郵送者は国境において、検疫審査手続を行い、審査機関の同意を得て、検疫の合格を得た後に入管しなければならない。

第十三条 荷役動物の国境の通過を求める場合は、荷主あるいはその代理人は事前に必ず国家動植物検疫局に書面により申請し、輸出国家あるいは地区政府の動植物検疫機関が発行する伝染病証明、輸入国家あるいは地区政府の動植物検疫機関が発行する当該動物の入管を許可する証明書を提出し、ならびに国境線通過の予定経路を説明して、国家動植物検疫局が審査して同意した後に、「動物の国境線通過許可証」を発行する。

第十四条 科学研究などの特殊な必要により、出入管動植物検疫法第 5 条第 1 項に掲げる入管禁止物を

導入し、入管禁止物特許検疫審査手続をする場合は、荷主、品物の所有者あるいはその代理人は必ず書面による申請をし、その数量、用途、導入の方式、入管後の防疫の措置を説明し、ならびに関連する国境動植物検疫機関が発行した意見を添えなければならない。

第十五条 入管検疫審査手続の後、下記の情況の一がある場合は、荷主、品物の所有者あるいはその代理人は再び検疫審査手続を行う申請を新たにしなければならない。

- (一)入管する物の品種あるいは数量に変更があるとき。
- (二)輸出国家あるいは地区に変更があるとき。
- (三)入管する港に変更があるとき。
- (四)検疫審査の有効期間を超過したとき。

第三章 入管検疫

第十六条 出入管動植物検疫法第十一条にいう中国の法に定める検疫要求とは、中国の法律、行政法規及び国務院農業行政主管部門が規定する動植物検疫要求を指す。

第十七条 国家は中国に輸出する動植物製品の国外生産、加工、保管部門に対し、登録制度を実施する。具体的方法は国務院農業行政主管部門が制定する。

第十八条 動植物、動植物製品及びその他の検疫物を輸入する場合は、荷主あるいはその代理人は入管の前あるいは入管の時、入管する国境動植物検疫機関で検査を受けなければならない。税関の監督管理区を移転して行う検疫に属した場合、指定された場所に運ぶ時、荷主あるいはその代理人は関連する国境動植物検疫機関に通知しなければならない。転関貨物に属した場合、荷主あるいはその代理人は入管の時、入管する国境動植物検疫機関に申告しなければならない。指定の場所に到着した時、指定の場所の国境動植物検疫機関で検査を受けなければならない。

種畜禽及びその精液、胚胎を輸入する場合、入管する 30 日前に検査を受けなければならない。その他の動物を輸入する場合、入管する 15 日前に検査を受けなければならない。植物の種子、種苗及び其の他繁殖資材を輸入する場合、入管する 7 日前に検査を受けなければならない。

動植物性の包装物、敷材を入管した時は、荷主あるいはその代理人はすみやかに国境動植物検疫機関に申告しなければならない。動植物検疫機関は具体的な情況にしたがって申告物に対して検疫を実施することができる。

前項にいう動植物性の包装物、敷材とは、直接物を包装し、敷材として用いる動物製品及び植物、植物製品を指す。

第十九条 国境動植物検疫機関で検査を受ける時、検査申込書に記入し、ならびに輸出国家あるいは地区政府の動植物検疫機関が発行する検疫証明書、産地証明書及び売買契約、信用状、領収書などの証明書を提出しなければならない。法律に基づいて検疫審査の手続をしなければならない場合、検疫審査票も提出しなければならない。輸出国家あるいは地区政府の動植物検疫機関の発行した有効な検疫証明書がない、あるいは法律に基づく検疫審査の手続をとっていない場合、国境動植物検疫機関は具体的な情況にしたがい、送還あるいは廃棄処理をすることができる。

第二十条 輸入動植物、動植物製品及びその他の検疫物が港に運び込まれた時、検疫人員は輸送手段上及び貨物現場において検疫を実施し、商品、証明書が一致するかを照合し、ならびに規定に基づき見本をとることができる。運送人、荷主あるいはその代理人は検疫人員に積載明細書と関連資料を提供しなければならない。

第二十一条 動物を積載した輸送手段が港に到着した時、輸送手段を上り下りしあるいは動物に接近した人員は、国境動植物検疫機関が実施する防疫消毒ならびにその実施するその他現場でとられる予防措置を受けなければならない。

第二十二条 検疫人員は下記の規定にしたがい現場検疫を実施しなければならない。

(一)動物: 伝染病の臨床症状の有無を検査する。伝染病に感染した疑いがあるあるいはすでに死亡した動物を発見した時、荷主あるいは運送者との協力のもとに状況を明らかにして、直ちに処理する。動物の敷材、残余の飼料及び排泄物等は、荷主あるいはその代理人によって検疫人員の監督のもとで、害を除く処理を行う。

(二)動物製品: 腐敗変質現象の有無、容器、包装は完全かどうかを検査する。要件に符合すれば、輸送手段から卸すことを許可する。包み、容器の破損による散乱を発見した場合は、荷主あるいはその代理人が責任をもって完全に整理したのち、輸送手段から卸すことができる。状況に応じて、輸送手段の関連部位および動物の製品を積載した容器、外部の包装、敷材に対し、汚染された場所の消毒処理を行う。実験室での検疫を実施しなければならない場合は、規定に基づいて見本をとる。繁殖しやすい植物害虫あるいは雑草の種が混じった動物製品には、同時に植物検疫を実施する。

(三)植物、植物製品: 貨物及び包装物に病虫害の有無を検査し、ならびに規定に基づいて見本をとる。病虫害を発見し、ならびに拡散する可能性がある時は、直ちに該当する貨物、輸送手段及び積卸した現場に対し必要な防疫の措置をとる。動物伝染病発生地区から来たあるいは動物伝染病や寄生虫病の病原体を持ちやすいならびに動物飼料として用いられる植物製品に対し、同時に動物検疫を実施する。

(四)動植物性の包装物、敷材: 病虫害の付着、雑草の種子の混入、土壌の付着の有無を検査し、ならびに規定に基づいて見本をとる。

(五)その他の検疫物: 包装が完全かどうかおよび病虫害に汚染されているかどうかを検査する。破損あるいは病虫害汚染を発見した時、害を除く処理を行う。

第二十三条 船舶、列車に積載して輸送する大口の動植物製品に対し、その場で部分的検査をしなければならない。港、駅の保管条件によって、その場で検査することができない場合に限り、国境動植物検疫機関の同意を得て、積卸しをしながら運送し、動植物製品を指定する場所に送って保管することができる。積荷を卸す途中で検疫を通じて伝染病の発生を発見した時、直ちに積荷の卸しを停止し、荷主あるいはその代理人によって国境動植物検疫機関の要求にしたがい、すでに卸した貨物及び卸していない貨物に対して害を除く処理を行い、ならびに伝染病の拡散を防止する措置をとらなければならない。病虫害に汚染された積卸し器具及び場所に対しても、害を除く処理をしなければならない。

第二十四条 種用の大中型の家畜を輸入する場合、国家動植物検疫局の設立する動物隔離検疫場所で45日間隔離して検疫しなければならない。その他の動物を輸入する場合、国境動植物検疫機関で指定する動物隔離検疫場所で30日間隔離して検疫しなければならない。動物隔離検疫場所の管理方法は、国務院農業行政主管部門が制定する。

第二十五条 入管した同一の動植物製品を港を分けて積荷を卸す時は、国境動植物検疫機関は当該港

が卸す品物だけに対し検疫を行って、先に荷揚げした港の国境動植物検疫機関は検疫と処理の状況を直ちにその他の分けて荷揚げする港の国境動植物検疫機関に通知しなければならない。対外出証が必要な場合は、荷揚げの終わった港の国境動植物検疫機関がとりまとめた後に統一して検疫証明書を発行する。

分割荷揚げする港で検疫を実施中に伝染病発生を発見しかつ必須の船上での燻蒸、消毒を行った時は、当該分割荷揚げ港の国境動植物検疫機関は統一して検疫証明書を発行し、ならびに直ちにその他の国境動植物検疫機関に通知する。

第二十六条 輸入した動植物、動植物製品及びその他の検疫物に対して、中国国家基準、業界基準及び国家動植物検疫局の関連規定によって検疫を実施する。

第二十七条 輸入した動植物、動植物製品及びその他の検疫物が検疫に合格したときは、国境動植物検疫機関から通関申告票上に印章を押すかあるいは「検疫通過通知票」を発行する。入管国境の税関監督管理区を移転して検疫が必要な場合、入管する国境動植物検疫機関から「検疫移転通知票」を発行する。荷主あるいはその代理人は国境動植物検疫機関が押した通関申告票上の印章のあるいは発行した「検疫通過通知票」、「検疫移転通知票」によって通関申告をして、手続きを進める。税関は輸入した動植物、動植物製品及びその他の検疫物に対して、国境動植物検疫機関が通関申告票上に押した印章あるいは発行した「検疫通過通知票」、「検疫移転通知票」によって検査する。運送、郵便電信部門が伝票をたずさえているとき、運送する機関国内のその他の検疫機関は再検疫をしない。

第二十八条 輸入した動植物、動植物製品及びその他の検疫物が、検疫に不合格となった場合、国境動植物検疫機関は「検疫処理通知票」を発行して、荷主あるいはその代理人に通知し、国境動植物検疫機関の監督及び技術的指導のもとで、害を除く処理を行う。賠償請求をしなければならない場合、国境動植物検疫機関が検疫証明書を発行する。

第二十九条 国家動植物検疫局は検疫の必要に応じ、ならびに動植物、動植物製品の輸出国家あるいは地区の政府関連機関の同意を得て、検疫人員を派遣し、予備の検査、積込地あるいは産地の伝染病発生状況の調査を行うことができる。

第三十条 税関、国境警備などの部門が捕獲した不法に入管した動植物、動植物製品及びその他の検疫物は、最寄りの国境動植物検疫機関に送って検疫しなければならない。

第四章 出境検疫

第三十一条 荷主あるいはその代理人が法律に基づいて動植物、動植物製品その他の検疫物の出管検査を受ける時、貿易契約書あるいは協議書を提出しなければならない。

第三十二条 輸入国が中国にその輸出する動植物、動植物製品及びその他の検疫物の生産、加工、保管部門の登録を求める場合、国境動植物検疫機関は登録を実行して、ならびに国家動植物検疫局に報告し記録する。

第三十三条 輸出する動物を、出管する前に隔離して検疫することが必要な場合、国境動植物検疫機関が指定する隔離場所において検疫する。植物、動植物製品及びその他の検疫物輸出する場合は、倉庫あるいは貨物置き場で検疫を実施する。必要に応じて、生産、加工の過程で検疫を実施することもできる。

出管する植物、動植物製品及びその他の検疫物の検査にあたっては、数量がそろっており、包装が完全で、整然と積んで、荷札の表記が明瞭でなければならない。

第三十四条 輸出する動植物、動植物製品及びその他の検疫物の検疫は下記による。

- (一)輸入国家あるいは地区と中国の動植物の検疫に関する規定。
- (二)二国間の検疫協定。
- (三)売買契約の中で約した検疫要求。

第三十五条 発送地の国境動植物検疫機関の検疫に合格した動植物、動植物製品及びその他の検疫物が、出管する港に到着した時は、下記によって取り扱うことを定める。

- (一)動物は出管する国境動植物検疫機関の臨床検疫あるいは再検査しなければならない。
- (二)植物、動植物製品及びその他の検疫物が発送したときと同じ輸送手段によって出管する場合、出管する国境動植物検疫機関が検証して通関させる。輸送手段を変えて出管する場合、証明を交換して通関させる。
- (三)植物、動植物製品及びその他の検疫物が出管する港に到着した後に積なおす場合、輸入国家あるいは地区を変更したため異なる検疫要求が生じた場合、あるいは規定の検疫有効期間を超過する場合は、再び検査を受けなければならない。

第三十六条 輸出する動植物、動植物製品及びその他の検疫物が、発送地の国境動植物検疫機関の検疫に合格した場合、出管する港に到着した時、運送、郵便電信部門が国境動植物検疫機関の発行した検疫伝票をたずさえていれば、国内のその他の検疫機関は再度検疫をしない。

第五章 境界線通過検疫

第三十七条 動植物、動植物製品はその他の検疫物を運送して(転送を含む、以下同じ)境界線を通過する場合、運送人あるいは運送管理人は商品の運送票と輸出国家あるいは地区政府の動植物検疫機関が発行する証明書を持ち、入管する国境動植物検疫機関で検査を受けなければならない。輸送動物が境界線を通過する場合も、同時に国家動植物検疫局の発行する「動物境界線通過許可証」を提出しなければならない。

第三十八条 境界線を通過する動物が入管する国境に到着した時、入管する国境動植物検疫機関は輸送手段、容器外側を消毒し、あわせて動物に対して臨床検疫を行い、検疫に合格すれば、境界線を通過を許可する。入管する国境動植物検疫機関は検疫人員を出管する国境まで監督者を派遣することができ、出管する国境動植物検疫機関では再度検疫をしない。

第三十九条 境界線を通過する植物、動植物製品及びその他と検疫物を積載する輸送手段及び包装

物、積載容器は完全でなければならない。国境動植物検疫機関の検査を通じて、輸送手段あるいは包装物、積載容器に積載する途中に散乱する可能性を発見した場合、運送人あるいは運送管理人は国境動植物検疫機関の要求によって密封措置を施さなければならない。密封措置をとることができないときは、境界線の通過を許さない。

第六章 携帯、郵送物の検疫

第四十条 植物の種子、種苗及びその他繁殖材料を携帯、郵送により入管し、法律に基づく検疫審査手続を行っていない場合、国境動植物検疫機関は送還あるいは廃棄処理をする。郵便物を送還処理する場合、国境動植物検疫機関は郵便物及び送付票上に送還原因の注を加える。郵便物を廃棄処理する場合、国境動植物検疫機関から通知票を発行して、差出人に通知する。

第四十一条 動植物、動植物製品及びその他の検疫物を携帯して入管する場合、入管する時税関に必ず申し込み、国境動植物検疫機関の検疫を受けなければならない。税関は申告のあったあるいは押収した動植物、動植物製品及びその他の検疫物を直ちに国境動植物検疫機関の検疫に送らなければならない。検疫を経ずして、携帯して入管することはできない。

第四十二条 国境動植物検疫機関は港、空港、駅の旅客の通路、荷物引き取り所などの現場で検査を行うことができ、携帯する動植物、動植物製品及びその他の検疫物で申告していないものに対し、尋問ならびにその物品の抜取検査を行うことができ、必要な時は包み(箱)を開いて検査することができる。旅客出入管検査現場は、動植物の検疫台という標識を設置しなければならない。

第四十三条 動物を携帯して入管する場合、必ず動物を輸出する国家あるいは地区政府の動植物検疫機関の発行する検疫証明書を持たなければならない。検疫に合格した後に通関させる。犬、猫などのペットを携帯して入管する場合、必ずワクチンの接種証明書を持たなければならない。検疫証明書、ワクチンの接種証明書がない場合は、国境動植物検疫機関は期限を設けて送還あるいは没収廃棄処理を行う。期限を設けて送還処理を行う場合、携帯人は規定の時間内に必ず国境動植物検疫機関の発行した差止伝票を持って、受け取り携帯して出管しなければならない。期限を過ぎて受け取らない場合は、自動的に放棄処理する。

植物、動植物製品及びその他の検疫物を携帯して入管し、現場での検疫に合格した場合、その場で通関させる。実験室での検疫あるいは隔離検疫をしなければならない場合、国境動植物検疫機関は差止伝票を発行する。差止検疫に合格した場合、携帯人は差止伝票を提示し国境動植物検疫機関で受け取る。期限を過ぎて受け取らない場合は、自動的に放棄処理する。

出入管動植物検疫法第二十九条に規定する目録に掲げる動植物、動植物製品及びその他の検疫物を携帯、郵送して入管することを禁止する。

第四十四条 郵送して入管する動植物、動植物製品及びその他の検疫物は、国境動植物検疫機関が国際郵便物交換局(国際郵便物速達会社及びその他経営する国際郵便物部門を含む、以下「郵便局」と略称する)において検疫を実施する。郵便局は必要な仕事の環境を提供しなければならない。

現場検疫で合格した場合、国境動植物検疫機関が検疫通過章を押して、郵便局に送り渡す。実験室での検疫あるいは隔離検疫をしなければならない場合、国境動植物検疫機関は郵便局に引継手続をしなければならない。検疫に合格した場合、検疫通過章を押して、郵便局に送り渡す。

第四十五条 携帯、郵送して入管する動植物、動植物製品及びその他の検疫物が検疫に不合格又は害を除く有効な処理方法がない場合、送還あるいは廃棄処理をして、ならびに「検疫処理通知票」を発行して携帯人、差出人に交付する。

第七章 輸送手段の検疫

第四十六条 国境動植物検疫機関は動植物の伝染病発生地区から来る船舶、飛行機、列車に対して、乗船し、搭乗し、乗車して現場検疫することができる。関係する輸送手段の責任者は検疫人員の問い合わせを受け入れあわせて尋問記録に署名し、運行日誌と貨物の積載状況を提供して、船室を開いて検疫を受け入れなければならない。

国境動植物検疫機関は前項の輸送手段に病虫害の隠されている可能性のある食堂車、配膳室、炊事場、貯蔵室、食品倉庫などの動植物製品の保管、使用場所及び汚水、動植物性廃棄物の保管場所及びコンテナなどの区域あるいは部位について、検疫を実施する。必要な時は、防疫消毒処理を行う。

第四十七条 動植物の伝染病発生地区から来た船舶、飛行機、列車に、検疫を通じて出入管動植物検疫法第十八条に規定する目録に掲げる病虫害を発見した場合、必ず燻蒸、消毒あるいはその他の害を除く処理をしなければならない。入管を禁止した動植物、動植物製品及びその他の検疫物があることを発見した場合、必ず密封保存あるいは廃棄処理しなければならない。密封保存処理する場合は、中国の国境内にとどまりあるいは輸送する期間、国境動植物検疫機関の許可を得ないで、開封して使用してはならない。輸送手段の上の汚水、動植物性の廃棄物及びその保管場所、容器に対し、国境動植物検疫機関の監督の下で害を除く処理をしなければならない。

第四十八条 動植物の伝染病発生地区から来て入管する車両は、国境動植物検疫機関が防疫消毒処理を行う。入管する動植物、動植物製品及びその他の検疫物を積載した車両で、検疫を通じて病虫害を発見した場合、貨物を合わせて害を除く処理を行う。香港、マカオ地区に動物を輸送し、回送する空の車両は、全車の防疫消毒を実施する。

第四十九条 入管して解体される不用の船舶は、国境動植物検疫機関が検疫を実施する。病虫害を発見した場合、国境動植物検疫機関の監督の下で害を除く処理をする。入管を禁止した動植物、動植物製品及びその他の検疫物があることを発見した場合は、国境動植物検疫機関の監督の下で廃棄処理をする。

第五十条 動植物の伝染病発生地区から来て入管する輸送手段があるいは検疫あるいは消毒処理を得て合格になった後に、輸送手段の責任者あるいはその代理人が証明を出すことを求めた場合は、国境動植物検疫機関が「輸送手段検疫証明書」あるいは「輸送手段消毒証明書」を発行する。

第五十一条 入管、境界線を通過する輸送手段が中国の境界内に滞在する期間に、連絡人員及びその他の人員は積載した動植物、動植物製品とその他の検疫物を持って輸送手段を離れてはならない。持って離れなければならないときは、国境動植物検疫機関に検査を受けなければならない。

第五十二条 動物を積載して出管する輸送手段は、積載する前に国境動植物検疫機関の監督の下に消毒処理をしなければならない。

植物、動植物製品及びその他の検疫物を積載して出管する輸送手段は、国家の動植物の防疫及び検疫

に関連する規定に符合しなければならない。危険性のある病虫害あるいは一般性病虫害の規定標準を上回ることを発見した場合は、害を除く処理をした後積載輸送することができる。

第八章 検疫監督

第五十三条 国家動植物検疫局及び国境動植物検疫機関は出入管する動植物、動植物製品の生産、加工、保管過程に対し、検疫を実行して制度を監督する。具体的な方法は国务院農業行政主管部門が制定する。

第五十四条 出入管する動物及び植物の種子、種苗及びその他繁殖材料を、隔離して飼育し、隔離して植え付ける必要がある場合、隔離の期間、国境動植物検疫機関の検疫監督を受けなければならない。

第五十五条 出入管する動植物の検疫、燻蒸、消毒処理の業務に従事する部門と人員は、国境動植物検疫機関の審査に合格しなければならない。
国境動植物検疫機関は燻蒸、消毒の仕事に対し監督、指導を行い、あわせて燻蒸、消毒の証明書を発行することに責任を負う。

第五十六条 国境動植物検疫機関は必要に応じて、空港、港、駅、倉庫、加工工場、農場など出入管する動植物、動植物製品及びその他の検疫物を生産、加工、保管する場所において動植物の伝染病発生状況の監視測定を実施することができ、関係部門は協力しなければならない。
国境動植物検疫機関の許可を得ずに、動植物の伝染病監視測定器具を移動あるいは損壊してはならない。

第五十七条 国境動植物検疫機関は必要に応じて、出入管する動植物、動植物製品及びその他の検疫物を運搬する輸送手段、積載容器に対し動植物検疫封識あるいは標識をつけることができる。国境動植物検疫機関の許可を得ずに、検疫封識、標識をはずしたり壊してはならない。
動植物検疫封識及び標識は国家動植物検疫局が統一して作成する。

第五十八条 入管する動植物、動植物製品及びその他の検疫物、動植物、動植物製品及びその他の検疫物を積載した容器、包装物を保税区(保税工場、保税倉庫などを含む)に運び込む場合、入管する国境において法律に基づいて検疫を実施する。国境動植物検疫機関は具体的状況に応じて検疫監督を実施することができる。加工して再び出管する場合は、出入管動植物検疫法及び本条例の出管検疫に関連する規定によって取り扱う。

第九章 法律責任

第五十九条 下記の違法行為の一がある場合、国境動植物検疫機関により 5000 元以下の罰金に処する。

(一) 検査の申請をしないあるいは法律に基づく検疫審査手続きをしないあるいは検疫審査の規定に従っ

て実施しない場合。

(二)検査申請した動植物、動植物製品及びその他の検疫物が実際に一致しない場合。
前項の第(二)に掲げる行為があり、すでに検疫証明を得ている場合は、これを取り上げる。

第六十条 下記の違法行為の一がある場合、国境動植物検疫機関により3000元以上3万元以下の罰金に処する。

(一)国境動植物検疫機関の許可を得ずに入管、境界線通過した動植物、動植物製品及びその他の検疫物を勝手に輸送手段から卸しあるいは引き渡した場合。

(二)国境動植物検疫機関の指定する隔離場所の中で隔離検疫する動植物を勝手に移転あるいは処理した場合。

(三)境界線を通じた動植物、動植物製品及びその他の検疫物の包装を勝手にはずし、あるいは動植物検疫封識あるいは標識を勝手にはずし、損壊した場合。

(四)境界線を通じた動物の死体、排泄物、敷材あるいはその他の廃棄物を勝手に廃棄し、あるいは規定に基づかずに輸送手段上の汚水、動植物性廃棄物を処理した場合。

第六十一条 本法第十七条、第三十二条の規定によって登録された動植物、動植物製品とその他の検疫物を生産、加工、保管する部門が、出入管する上述の物品が検疫に不合格となった場合、本法の関連規定によって送還、廃棄あるいは害を除く処理を行う以外、状況が深刻な場合、国境動植物検疫機関は登録を取り消す。

第六十二条 下記の違法行為の一がある場合、法律に基づいて刑事責任を問う。なお犯罪を構成せずあるいは罪が著しくて軽微で法律に基づいて刑罰の判決を下す必要がない場合は、国境動植物検疫機関により2万元以上5万元以下の罰金に処する。

(一)重大な動植物の伝染病を引き起こした場合。

(二)動植物検疫証票、印章、標識、封識を偽造、変造した場合。

第六十三条 出入管する動植物を検疫し燻蒸、消毒処理の業務に従事する部門及び人員が、規定に基づかずに燻蒸及び消毒処理を行った場合、国境動植物検疫機関は状況をみて燻蒸、消毒の資格を取り消すことができる。

第十章 付則

第六十四条 出入管動植物検疫法及び本条例の用語は下記のとおり定義する。

(一)植物の種子、種苗及びその他の繁殖材料とは、栽培、野生種の繁殖できる植物の株の総体あるいは部分をいう、例えば成長した植物体、苗木(試験管苗を含む)、果実、種子、台木、接ぎ穂、挿し木、葉、芽、塊根、塊茎、鱗茎、球茎、花粉、細胞培養材料など。

(二)積載容器とは、何度も使用することができ、病虫害の汚染を受けやすくあわせて出入管する貨物を積載する容器をいう、例えば、籠、箱、桶、筐など。

(三)その他の有害生物とは、動物伝染病、寄生虫病及び植物に危険のある病気、虫、雑草以外の各種の動植物に害をなす生物有機体、病原微生物をいう、軟体類、齧歯類、ダニ類、多足類及び危険性のある

病虫害の中間宿主、媒介生物など。

(四)検疫証明書とは、動植物検疫機関の発行する動植物、動植物製品及びその他の検疫物の健康あるいは衛生状況に関する法的効力を持つ文書をいう、例えば「動物検疫証明書」、「植物検疫証明書」、「動物健康証明書」、「獣医衛生証明書」、「燻蒸／消毒証明書」など。

第六十五条 出入管する動植物、動植物製品及びその他の検疫物の検疫あるいは規定に基づいて行う燻蒸、消毒、送還、廃棄等の処理に要する費用あるいは生じた損失に対し、荷主、所有者あるいはその代理人が負担する。

第六十六条 国境動植物検疫機関は法律に基づいて検疫を実施し、見本をとらなければならない時、見本の引換票を発行しなければならない。検査で残った見本は、荷主、所有者あるいはその代理人は規定の期間内に受け取らなければならない。期限を過ぎて受け取りがない場合、国境動植物検疫機関が規定に基づいて処理する。

第六十七条 商業的動物製品の出管検疫機関は、国務院が状況によって定める。

第六十八条 本条例は 1997 年 1 月 1 日から施行する。